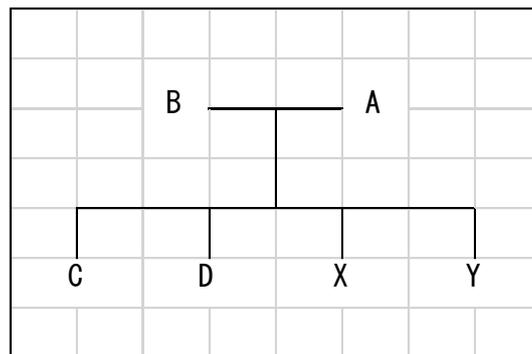


「第303回判例・事例研究会」

テーマ：共同相続人間における相続分の譲渡と特別受益の贈与

日 時	令和元年7月17日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介



【判例】

事件の表示	<p>事件名 遺留分減殺請求事件 事件番号 平成29年(受)第1735号 判決 最高裁判所判決平成30年10月19日民集72巻5号900頁</p>
事案の概要	<p>1 X及びYは、いずれも亡Bとその妻亡Aの子であるところ、本件は、先に亡くなった亡Bの相続(一次相続)において亡Aから相続分の譲渡を受けたYに対し、上記相続分の譲渡によって遺留分を侵害されたとして、Yが一次相続で取得した不動産の一部についての遺留分減殺を原因とする持分移転登記手続等を求める事案である。本件相続分譲渡が、亡Aの相続において、その価額を遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与(民法1044条, 903条1項)に当たるか否かが争われた。</p> <p>2 事実関係の概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 亡Bは、平成20年12月に死亡した。亡Bの法定相続人は、亡A, X, Y, C及びDの4名であった。</p>

	<p>(2) 亡A及びDは、亡Bの遺産分割調停手続においてYに相続分を譲渡した（以下、亡Aのした相続分の譲渡を「本件相続分譲渡」という。）。</p> <p>(3) 亡Bの遺産につき、平成22年12月、X、Y及びCの間で遺産分割調停が成立し、それぞれ相続分に応じた財産を取得した。</p> <p>(4) 亡Aは、平成26年7月に死亡した。その法定相続人は、X、Y、C及びDである。</p> <p>(5) 亡Aは、その相続開始時において、約35万円の預金債権を有していたほか、約36万円の未払介護施設利用料債務を負っていた。</p>
<p>論点</p>	<p>共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡が民法903条1項に規定する「贈与」に当たるか</p>
<p>判旨</p>	<p>3 原審は、要旨次のとおり判断し、上告人は遺留分を侵害されていないとして、上告人の請求を棄却すべきものとした。</p> <p>相続分の譲渡による相続財産の持分の移転は、遺産分割が終了するまでの暫定的なものであり、最終的に遺産分割が確定すれば、その遡及効によって、相続分の譲受人は相続開始時に遡って被相続人から直接財産を取得したことになるから、譲渡人から譲受人に相続財産の贈与があったとは観念できない。また、相続分の譲渡は必ずしも譲受人に経済的利益をもたらすものとはいえず、譲渡に係る相続分に経済的利益があるか否かは当該相続分の積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定しなければ判明しないものである。したがって、本件相続分譲渡は、その価額を遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与には当たらない。</p> <p>4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。</p> <p>共同相続間で相続分の譲渡がされたときは、積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分が譲受人に移転し、相続分の譲渡に伴って個々の相続財産についての<u>共有持分の移転も生ずるものと解される。</u></p> <p>そして、相続分の譲渡を受けた共同相続人は、従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分とを合計した相続分を有する者として遺産分割手続等に加わり、当該遺産分割手続等において、<u>他の共同相続人に対し、従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分との合計に相当する価額の相続財産の分配を求めることができることとなる。</u></p> <p>このように、相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、譲渡人から譲受人に対し経済的利</p>

	<p>益を合意によって移転するものといふことができる。遺産の分割が相続開始の時に遡ってその効力を生ずる（民法909条本文）とされていることは、以上のように解することの妨げとなるものではない。</p> <p><u>したがって、共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法903条1項に規定する「贈与」に当たる。</u></p>
--	--

（特別受益者の相続分）

第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があつたときは、被相続人が相続開始の時にあつて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもつてその者の相続分とする。

- 2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
- 3 被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思に従ふ。
- 4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。